

風水害 (警報発表) 時等における措置について

天候異常時に備え、次の措置を講じます。ご協力くださいますようお願いいたします。

◎和歌山市を含む地域に**特別警報**が発表されたとき

登校前＝臨時休業とします。

登校後＝全員学校待機とし、児童は保護者が迎えに来たら引き渡しします。

◎和歌山市を含む地域に**暴風警報**、**大雨警報**が発表されたとき

		措 置
登 校 前	発表中の場合	解除されるまで、家で待機させてください。(外出は避けるように)
	午前6時までに 解除された場合	平常通りの授業をします。安全を確かめて登校させてください。 ☆給食はあります。
	6時～9時30分 の間に解除された場合	解除された時点から、安全を確かめて登校させてください。 午前中の授業をします。 ☆給食はありません。
	9時30分以降に解除	臨時休業とします。
登 校 後	下校時まで発表 された場合	給食後、下校します。(通常の下校時刻よりも早くなる場合があります) ただし、下校が危険と判断した時、学校で待機させる場合もあります。

◎ 注意報や洪水警報・波浪警報が出ていても、平常通り授業はあります。十分気をつけて登校させてください。ただし、暴風警報や大雨警報等が発表されていなくても、地域の状況等により危険と判断した場合、休校等の措置をとる場合もあります。

- ・テレビやラジオの気象情報に十分注意してください。

- ・警報が解除となり登校する場合でも、なお、危険が予想される場合、保護者の判断で登校を一時見合わせ、安全を確かめてから登校させてください。

◎ 和歌山市において、**震度5弱以上の地震があった場合は臨時休業とします。**

震度5弱未満であっても、地域の被害状況によっては、休校等の措置をとる場合もあります。被害がひどく登校が困難となった場合は、登校を見合わせて、家で待機してください。

◎和歌山市に**津波警報**・**大津波警報**が発表された場合

登校前＝ご家族のルールに従って各自避難してください。

登校後＝集団で避難します。〈津波警報〉→本校校舎3階または貴志小学校または和歌山大学

〈大津波警報〉→貴志小学校または和歌山大学

※避難先は状況によって変わります。

《なお、学校に避難所が開設された場合は臨時休業とします。》

《給食の有無について》

前日の午後5時～午後7時の時点で、台風が和歌山県に接近、上陸の恐れがある場合、

和歌山市教育委員会の指示に従って、翌日の給食を取りやめます。

この時は、各家庭に、「ぐるりんメール」でお知らせします。

- ・ぐるりんメールを受信しましたら、内容をご確認ください。

連絡がない時は、平常通り給食を実施します。

- ・給食中止の連絡をした後、台風がそれより遅れたりした場合でも給食は実施できませんので、午前中の授業終了後、下校させます。

《通信連絡の例文》 台風が、和歌山県に近づいていますので明日の給食は取りやめとなりました。明日の授業は午前中のみで、帰宅します。